

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
令和元年11月19日
(令和元年10月受付分)



令和元年10月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、6件でした。今回は、独立行政法人国民生活センターの子どもサポート情報第149号を情報提供します。

消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を

インターネット通販で購入した商品が届かない、スマートフォンに身に覚えのない請求があった、エステティックサロンで脱毛をしたらやけどをした等のトラブルが子どもや若者にも多く起きています。このようなトラブルに遭ったら、一人で悩まずできるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。



さぼーとくん

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの**消費者と事業者とのトラブル**について相談できます。専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについてアドバイスします。ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。

Q2

どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

Q3

料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。相談の内容や個人情報など秘密は守られるので安心して相談してください。

気軽に
相談してね!!



©Kurosaki Gen

*相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

※出展:独立行政法人国民生活センター 子どもサポート情報第149号

ひとりで悩まず、まず相談!!

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)